

キャンピングカー貸渡約款

改定案 令和 8 年 7 月 30 日版

第1条(目的)

本約款は、KAEDE BASE(以下「当社」という)が行うキャンピングカーの貸渡事業において、当社と借受人との間に締結される自動車の貸渡に関する基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(貸渡しの申込み)

- 貸渡しの申込みは、当社が指定する方法(店頭・電話・当社が提供するオンライン予約システム等)によって行うものとします。
- 申込みに際し、借受人は氏名・住所・連絡先・運転免許証番号その他当社が必要とする情報を正確に届け出るものとします。
- 当社は、申込みを受けた後、予約の可否を借受人に通知します。

第3条(予約の変更)

- 借受人は、貸渡契約の締結前に貸渡条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を得なければなりません。
- ただし、当社が提供するオンライン予約システムを通じて行われた予約については、同システムの定める方法により、貸出予定日の前日 23 時 59 分までに限り、借受人が自ら次の事項を変更することができます。

- 貸出日時
- 返却日時
- 貸出場所
- 返却場所
- 安心パック(免責補償制度)の加入・解約

- 前項の変更が完了した場合、当社は借受人に変更確認の通知を行います。

第4条(予約の取消しおよびキャンセル料)

- 借受人が予約を取り消す場合は、当社に対して取消しの通知を行ってください。
- 取消しの時期に応じて、次のキャンセル料を申し受けます。

取消しの時期	キャンセル料率
貸出日の7日前まで	無料
貸出日の3日前まで	貸渡料金の 30%
貸出日の前日まで	貸渡料金の 50%
貸出当日	貸渡料金の 100%

- 予約の取消しは、当社への電話または LINE 公式アカウントにより受け付けます。

第5条(貸渡契約の成立)

貸渡契約は、当社と借受人との間で貸渡条件について合意が成立し、当社が予約の受付を確認した時点をもって成立します。

第6条(貸渡期間)

1. 貸渡期間は、当社と借受人が合意した期間とします。
2. 借受人は、あらかじめ当社の承諾を得ることなく、貸渡期間を延長することができません。
3. 延長が承諾された場合、借受人は延長期間に応じた料金を当社に支払うものとします。
4. 借受人が返却予定日時までに車両を返却しない場合、当社は実損害の賠償を請求することができます。

第7条(料金)

1. 貸渡料金は、当社が別に定める料金表に基づきます。
2. 貸渡料金は、貸出日時から返却日時までの実際の貸渡時間に基づいて計算します。
3. デリバリー(出張貸出・出張返却)サービスを利用する場合は、貸渡料金とは別にデリバリー料金を申し受けます。
4. 料金の支払いは、当社が定める方法(当日現金払いまたは事前クレジットカード決済等)によるものとします。

第8条(貸渡契約の締結の拒絶)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸渡契約の締結を拒絶することができます。

- (1) 借受人または車両を運転する予定の者が有効な運転免許証を所持していないとき
- (2) 借受人または車両を運転する予定の者が飲酒・薬物の影響下にあると認められるとき
- (3) 借受人の言動が著しく粗暴であり、当社の業務の適正な遂行を妨げるおそれがあるとき
- (4) 借受人が当社に対して料金その他の債務を履行していないとき
- (5) 借受人または関係者が反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (6) 借受人が過去に本約款または貸渡契約書の条項に違反したことがあるとき
- (7) その他、当社の業務上の都合またはやむを得ない事情があるとき
- (8) 借受人または車両を運転する予定の者が、満 25 歳未満であるとき、または普通自動車運転免許を取得してから5年未満であるとき

第9条(自動車の引渡し)

1. 当社は、貸出日時に、合意した貸出場所において、点検済みの車両および付属品を借受人に引き渡します。
2. 借受人は、引渡しの際に車両の外観・室内・装備品を確認し、不具合または損傷がある場合は直ちに当社に申告してください。申告のない損傷については、借受人の責任と見なす場合があります。
3. 借受人は、燃料残量・タイヤ空気圧等の車両状態を確認したうえで受領するものとします。

第10条(借受人の義務)

借受人は、貸渡期間中、次の義務を負います。

- (1) 車両を善良な管理者の注意をもって使用すること
- (2) 当社が指定した場所および方法により、合意した日時に車両を返却すること
- (3) 当社が承認した者(追加ドライバー)以外に車両を運転させないこと
- (4) 事故・故障・盗難その他の異常が生じたときは直ちに当社に連絡すること
- (5) 車両に係る違法駐車・交通違反等の処理・罰則を自己の責任において行うこと

第11条(善良な管理者の注意義務)

借受人は、貸渡期間中、車両を自己の財産と同等以上の注意をもって管理・使用しなければなりません。また、返却時には、貸出時と同等の状態(通常の使用による消耗を除く)で車両を返却するものとします。

第12条(禁止行為)

借受人および車両を運転する者は、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 当社の書面による承諾なく、車両を第三者に転貸・転売・担保に供すること
- (2) 道路運送法の許可を得ることなく有償で旅客を輸送すること
- (3) 競技・曲技・試験等の目的で使用すること
- (4) 車両を改造・改変・加工すること
- (5) 飲酒・薬物の影響下で運転すること
- (6) 道路交通法その他の法令に違反する方法で使用すること
- (7) 当社が承認した者以外に車両を運転させること
- (8) 車両を担保・抵当その他の権利設定に供すること
- (9) 車内での喫煙(電子タバコ・加熱式タバコを含む、あらゆる形態の喫煙器具の使用)
- (10) ペット類をキャリーバッグ・ゲージ等の収容器具から外に出して車内で自由にさせること
- (11) 急峻な山道・未舗装路・雪道・凍結路・砂浜・ゲレンデその他これに類する悪路を走行すること。本車両は2輪駆動(2WD)であり、上記のような路面における走行は重大な事故および車両への重大な損傷を引き起こす危険があります
- (12) その他、車両の正常な使用範囲を逸脱する行為

第13条(事故・故障時の措置)

1. 事故または故障が発生した場合、借受人は直ちに当社へ連絡するとともに、必要に応じて警察・消防等への届出を行ってください。
2. 借受人は、事故の状況(日時・場所・相手方情報・損傷状況等)を記録・保存し、当社に報告してください。
3. 借受人は、当社または当社の指定する機関の指示に従い、事故処理に協力しなければなりません。当社の承諾なく示談その他の解決行為を行ってはなりません。

第14条(損害賠償)

1. 借受人は、貸渡期間中に生じた車両の損傷・滅失その他の損害について、その原因の如何にかかわらず、当社に対して損害を賠償する義務を負います。
2. ただし、借受人の責めに帰すことのできない事由により生じた損害についてはこの限りではありません。
3. 借受人の故意または重大な過失による損害については、保険・免責補償制度(安心パック)の適用を受けられません

第15条(ノンオペレーションチャージ)

1. 借受人の責めに帰すべき事由(事故・盗難・紛失・油脂類の誤混入その他これに準ずる事由)により車両が使用不能となった場合、当社は修理・清掃等の期間中の休車損害として、ノンオペレーションチャージ(NOC)を請求します。
2. NOC の金額は、次の区分によります。

車両の状態	NOC 金額
自走可能の場合(貸渡地点まで自走して返還できる場合)	100,000 円
自走不能の場合(貸渡地点まで自走して返還できない場合)	150,000 円

3. 上記のほか、車両が使用不能となった期間の休車補償として、修理・清掃期間1日につき 10,000 円(最大 60 日間)を別途請求することができます。
4. 付属品(カーナビ・ETC・その他備品)が借受人の責めにより破損または紛失した場合は、代替品購入金額の 75%相当額を請求します。

第16条(保険・免責補償)

1. 当社は、対人賠償保険・対物賠償保険・搭乗者傷害保険・車両保険に加入しており、保険の適用範囲内の事故については各保険が適用されます。
2. 対人賠償保険および対物賠償保険には、借受人が自己負担する免責額(10 万円)が設定されています。当社の免責補償制度(安心パック、料金: 2,600 円×貸渡日数)に加入している場合、この対人・対物免責額 10 万円は免除されます。
3. 車両保険には免責額(30 万円)が設定されています。安心パック(免責補償制度)は対人・対物の免責額を補填するものであり、この車両保険の免責額 30 万円については補填の対象外です。車両損傷が生じた場合の 30 万円は、安心パック加入の有無にかかわらず借受人の自己負担となります。
4. 安心パック(免責補償制度)は、次の場合は適用されません。
 - (1) 飲酒・薬物の影響下での運転中に生じた事故
 - (2) 無免許運転中に生じた事故
 - (3) 故意または重大な過失による事故
 - (4) 第 12 条の禁止行為に該当する状態での事故

第17条(免責事項)

当社は、次の損害については責任を負いません。

- (1) 借受人が車内に積み込んだ荷物・携行品等の紛失・盗難・損傷
- (2) 天災・地震・津波・暴風雨等の自然災害その他当社の責めに帰すことのできない事由による損害
- (3) 借受人が第 12 条の禁止行為に起因して生じた損害

第18条(個人情報の取扱い)

当社は、借受人から取得した個人情報を、貸渡契約の締結・履行・管理および関連業務(予約管理・料金の請求・事故対応・リマインド通知等)の目的のためにのみ使用します。当社は、法令が定める場合を除き、借受人の同意なく第三者に個人情報を開示・提供しません。

第19条(準拠法および合意管轄)

本約款に関して紛争が生じた場合は、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、日本法を準拠法とします。

附 則

本改定約款は、令和 8 年 7 月 30 日より適用します。

KAEDE BASE 岡山市東区大多羅町 82-13 TEL: 080-3004-4125 / MAIL: kaedebase2025@gmail.com